

令和5年度

一般廃棄物処理実施計画(案)

鶴岡市

目次

第 1 総 則	1 ページ
第 2 ごみ排出量等の見込み	2 ページ
第 3 一般廃棄物の分別区分等	3 ページ
第 4 ごみ処理施設の概要及びごみ処理量等の 見込み	6 ページ
第 5 し尿等処理実施計画	9 ページ
第 6 3 R 推進施策等	10 ページ
第 7 施設整備計画	16 ページ
第 8 災害廃棄物の処理	16 ページ

第1 総則

1 鶴岡市一般廃棄物処理基本計画に掲げる目標の実現を目指して、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの考え方に基づくごみ減量・資源化対策を推進する。

また、SDGs^(※1)の理念を普及し、脱炭素社会の構築など、地球環境の保全に貢献することを目指す。

※1 「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された令和12年（2030年）までの国際目標。17のゴール、169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」（leave no one behind）という誓いのもと、社会・環境・経済にかかる様々な課題に総合的に取り組んでいくもの。

（関連する主なSDGsのゴール）



2 計画の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 計画の区域

（1）鶴岡市の全域とする。

（2）計画区域外の一般廃棄物の搬入及び処理については次のとおりとする。

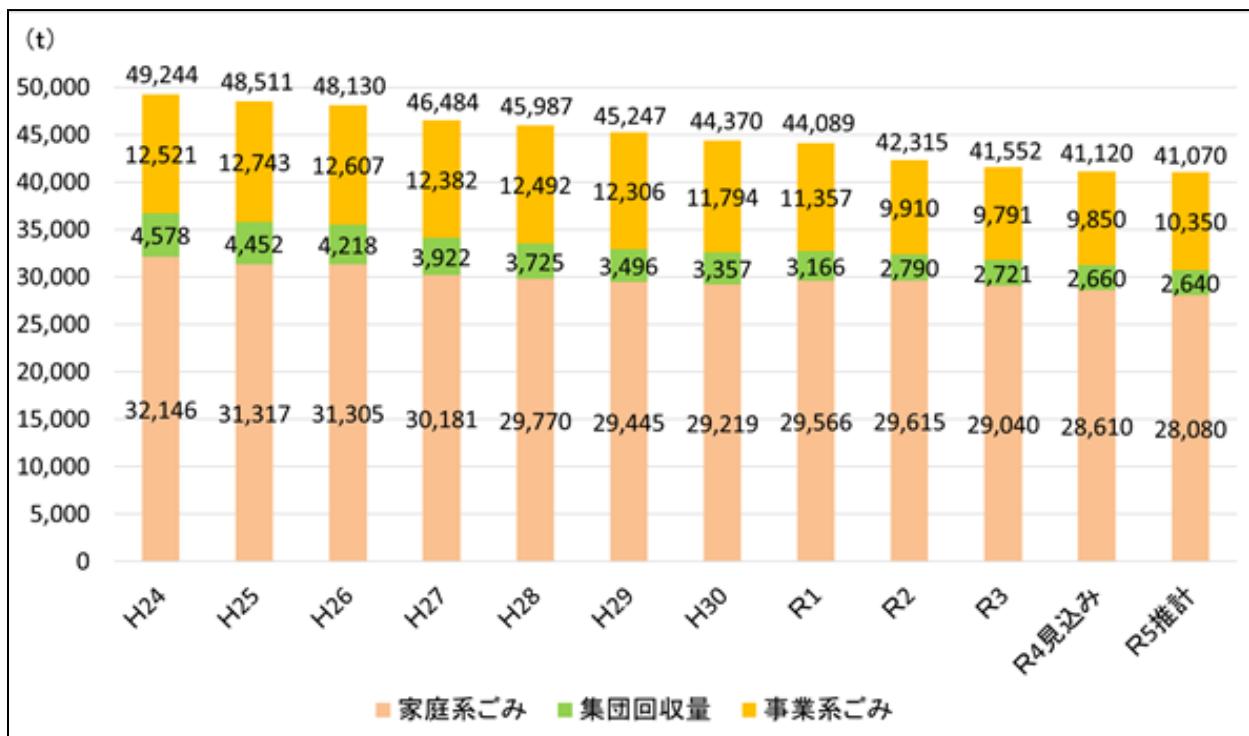
- ① 計画区域外で発生した一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「法」という。）、その他法令等で広域的処理が必要とされる一般廃棄物を除き、他市町村と事前に協議を行い、計画との調和が確保された場合に限り搬入を認める。
- ② 三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約（平成19年三川町告示第21号及び平成19年鶴岡市告示第75号）に基づき、同町の一般廃棄物のうち、鶴岡市的一般廃棄物処理施設において処理が可能な廃棄物について、搬入を認め処理する。

第2 ごみ排出量等の見込み

区分	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (見込み)
① 生活系ごみ(t) = ② + ⑦	31,761	31,270	30,720
② 家庭系ごみ(t) = ③ + ④ + ⑥	29,040	28,610	28,080
③ 可燃ごみ(t)	25,968	25,560	25,050
④ 不燃ごみ(t)	2,921	2,890	2,860
⑤ うち資源ごみ(t)	2,173	2,160	2,150
⑥ 粗大ごみ(t)	151	160	170
⑦ 資源回収量(t)	2,721	2,660	2,640
⑧ 事業系ごみ(t)	9,791	9,850	10,350
⑨ ごみの総排出量(t) = ① + ⑧	41,552	41,120	41,070

- 令和4年度実績見込みは、令和4年4月から12月までの実績を踏まえ算出。
- 令和5年度見込みは、令和3年度までの実績と、令和4年度実績見込みから推測される令和5年度の排出量を記載している。事業系ごみについては、コロナ禍で落ち込んだ事業活動の回復を見込んで算出している。

【ごみ排出量等のこれまでの推移】



第3 一般廃棄物の分別区分等

1 家庭から排出される一般廃棄物の分別区分等

区分	排出方法	収集方法	処理方法
もやすごみ	・指定ごみ袋（茶色）に入れ、ごみステーションに排出	・委託業者が収集（週2回）	・ごみ焼却施設で焼却 ・残渣は埋立処分
プラスチック製容器包装類	・指定ごみ袋（桃色）に入れ、ごみステーションに排出	・委託業者が収集（週1回）	・リサイクルプラザで圧縮梱包し、指定法人に出荷
ペットボトル	・指定ごみ袋（黄色）に入れ、ごみステーションに排出	・委託業者が収集（週1回）	・リサイクルプラザで圧縮し、指定法人・再資源化業者に出荷
びん 缶	・指定ごみ袋（緑色）に入れ、ごみステーションに排出	・委託業者が収集（隔週）	・リサイクルプラザでカレット化し、指定法人に出荷
			・リサイクルプラザで圧縮し、再資源化業者に出荷
金属・その他	・指定ごみ袋（青色）に入れ、ごみステーションに排出	・委託業者が収集（隔週）	・リサイクルプラザで破碎・選別し、鉄・アルミは再資源化業者に出荷 ・残渣は焼却・埋立処分
蛍光管・乾電池等	・購入時のケースや透明な袋に入れ、ごみステーションに排出	・委託業者が収集（月1回）	・リサイクルプラザで選別し、再資源化業者に出荷
粗大ごみ	・リサイクルプラザに持ち込む	・リサイクルプラザで受付（有料）	・リサイクルプラザで破碎・選別し、鉄・アルミは再資源化業者に出荷 ・残渣は焼却・埋立処分
	・許可業者に処理を依頼	—	・許可業者が資源化または処分
古紙類	・地域の集団資源回収に出す	—	・再資源化業者に出荷
	・ごみ焼却施設等に持ち込む	・拠点回収	・再資源化業者に出荷
	・資源回収業者に持ち込む	—	・再資源化業者に出荷
古着	・廃棄物対策課等に持ち込む	・拠点回収	・再資源化業者に出荷
使用済み小型家電	・廃棄物対策課等に持ち込む	・拠点回収	・再資源化業者に出荷
水銀製品	・廃棄物対策課・地域庁舎等に持ち込む	・拠点回収	・リサイクルプラザで選別し、再資源化業者に出荷



ごみステーションの例

【市で処理できないごみ】

区分	品目例	処理方法
有害物質を含むもの・危険性のあるもの	農薬、薬品、バッテリー、ガスボンベ、火薬、廃油、塗料、医療廃棄物（感染性のあるもの、注射針など鋭利なもの）など	・販売店または取扱・許可業者に処理を依頼
処理に支障を及ぼすおそれがあるもの	スプリング入りマットレス、ピアノ、大型金庫、耐火金庫、農機具、焼却炉など	・販売店または取扱・許可業者に処理を依頼
建築解体に伴うもの	コンクリートブロック、煉瓦など	・許可業者に処理を依頼
家電リサイクル法対象品目	エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、洗濯機・衣類乾燥機	・販売店に引き取りを依頼 ・指定引取場所に持ち込む ・許可業者に処理を依頼
リサイクルルートが確立されているもの	消火器、自動車・自動車部品、バイクなど	・販売店または取扱・許可業者に処理を依頼

- (1) 家庭から排出されるごみは、決められた日時及び場所（ごみステーション）に出す定点収集方式により、市が委託した業者が「ごみ収集カレンダー」の日程で収集・運搬する。
- (2) 家庭から排出されるごみは、大気環境保全に配慮し、政令で定めるもの以外は、自己焼却処理行為を行わない。
- (3) 多量に発生したごみは、排出者自ら鶴岡市ごみ焼却施設または鶴岡市リサイクルプラザへ搬入、もしくは市が許可した一般廃棄物処理業者に処理を依頼する。
- (4) 小型充電式電池や酒びんなど、製造業者・販売業者等による回収及び再資源化が行われている製品については、当該業者等による処理を利用する。
- (5) ごみ収集車やごみ処理施設での事故を防止するため、スプレー缶、カセットボンベ、ライター等を廃棄する際は、中身のガスを使い切り、「金属・その他」で排出する。また、モバイルバッテリー、電子タバコ等は「蛍光管・乾電池等」で排出する。
- (6) 新型コロナウイルス等感染症の感染者等が使用したマスク、ティッシュ、紙コップ、食品トレイ等はビニール袋に入れて密閉し、「もやすごみ」で排出する。ペットボトルやびん、缶は、家庭内で保管し、陰性が確認されてから1週間以上過ぎた後に排出する。

2 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の分別区分等

区分	排出方法	処理方法
可燃ごみ	・ごみ焼却施設に持ち込む	・ごみ焼却施設で焼却し、残渣は埋立処分
	・許可業者に処理を依頼	・ごみ焼却施設で焼却し、残渣は埋立処分 ・許可業者が資源化または処分
資源物 (古紙等)	・資源回収業者に処理を依頼	・再資源化業者に出荷

【市で処理できないごみ】

区分	排出方法	処理方法
産業廃棄物	・産業廃棄物処理業者に処理を依頼	・産業廃棄物処理業者が資源化または処分

- (1) 事業系一般廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理することとし、市で収集運搬は行わない。
- (2) 事業系一般廃棄物の自己焼却処理を行う場合は、関係法令等を遵守する。
- (3) 鶴岡市ごみ焼却施設に搬入する際は、ごみの種類、内容を容易に目視確認できる状態とし、ごみ袋を使用する場合は透明もしくは半透明のものを使用する。また、プラスチック類など、産業廃棄物に該当するものは搬入しない。
- (4) 食品残渣や剪定枝等は、可能な限り資源化に努める。

3 その他

- (1) 飼い主等が不明な猫等の小動物の死体は、原則として当該土地の所有者または管理者が収集・運搬し処理するものとし、鶴岡市ごみ焼却施設において焼却することができる。ただし、県道等の猫等の死体は、市に回収の委託又は権限移譲がなされていることから、市が収集・運搬し処理する。
- (2) 一般廃棄物処理業は、法に則り市の許可により実施され、現在その許可業者は充足されており、原則として新規申請は受け付けない。

第4 ごみ処理施設の概要及びごみ処理量等の見込み

1 可燃ごみ処理施設

(1) 施設の概要

施設名	鶴岡市ごみ焼却施設
所在地	宝田三丁目 13 番 6 号
処理方式	全連続運転式焼却炉（ストーカ）
公称能力	160t/24h (80t/24h × 2 炉)

(2) 中間処理量の見込み（三川町分を含む）

区分	数量 (t)
家庭系ごみ（もやすごみ）	26,550
事業系ごみ	11,720
リサイクルプラザ可燃残渣	490
し渣	10
し尿汚泥	1,010
合計	39,780



ごみ焼却施設

2 不燃ごみ処理施設

(1) 施設の概要

施設名	鶴岡市リサイクルプラザ
所在地	水沢字水京 68 番地の 1
処理方式	資源回収方式 ・びん缶 15 t / 日 ・ 金属その他 10 t / 日 ・ 粗大ごみ 8 t / 日
処理能力	減容圧縮梱包 ・プラスチック製容器包装 11 t / 日 ・ ペットボトル 2 t / 日

(2) 中間処理量の見込み（三川町分を含む）

区分		数量 (t)
家庭系ごみ	プラスチック製容器包装類 ・ペットボトル	1,010
	びん・缶	1,190
	金属・その他	740
	蛍光管・乾電池等	50
	粗大ごみ	180
合 計		3,170

(3) 中間処理後の資源化量の見込み（三川町分を含む）

区分	資源化量 (t)
鉄	380
アルミ	230
カレット	650
ペットボトル	370
プラスチック製容器包装類	520
蛍光管・乾電池	50
合 計	2,200



リサイクルプラザ

3 最終処分場

(1) 施設の概要

名 称	鶴岡市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	大荒字荒沢前167番地2
埋立面積	18,400 m ²
計画埋立容量	133,600 m ³
埋立方法	管理型 サンドイッチ&セル方式
浸出水の処理方式	凝集沈殿処理、砂ろ過処理後 下水道放流

(2) 埋立量の見込み（三川町分を含む）

項目	埋立量 (t)
焼却灰及び不燃残渣	5,390



鶴岡市一般廃棄物最終処分場

第5 し尿等処理実施計画

1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬区域の範囲

鶴岡市の全域

【参考】下水道等の接続率（令和4年3月31日現在）

整備済区域内 戸数	接続 戸数	未接続 戸数	接続率(%)		
				（単独浄化槽設置戸数含む）	
・公共下水道事業	40,924	38,350	2,574	93.7	
・集落排水事業	5,254	5,012	242	95.4	
・浄化槽事業	422	422	0	100.0	
計	46,600	43,784	2,816		（単独浄化槽設置戸数含む）

※鶴岡市の世帯数（令和4年3月31日現在） 49,274

※鶴岡市の世帯数－整備済区域内戸数 2,674

(2) 収集・運搬方法

区分	収集回数	方 法
し尿	随時	許可業者への依頼
浄化槽汚泥等		

(3) し尿は、処理施設で適正な処理を行い、農地還元は行わない。

(4) 効率的かつ持続可能な処理体制を構築するため、し尿収集運搬業務の見直しを検討する。

2 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

施 設 名	鶴岡市し尿処理施設
所 在 地	宝田三丁目13番6号
処理能力	152kℓ / 日（し尿63kℓ / 日・浄化槽汚泥89kℓ / 日）
処理方式	1次・2次処理 標準脱窒素処理方式
放 流 水	BOD 10mg/ℓ 以下 SS 10mg/ℓ 以下 大腸菌群数 3,000個/ml 以下



し尿処理施設

(2) 中間処理量の見込み（三川町分を含む）

区分	数量 (kℓ)	処理施設
し尿	1,990	鶴岡市し尿処理施設
浄化槽汚泥等	20,860	

3 最終処分計画

中間処理施設から排出される汚泥等を鶴岡市ごみ焼却施設で焼却した後、鶴岡市一般廃棄物最終処分場に埋立する。

第6 3R推進施策等

1 環境学習の推進

課題・目的	取組内容
多様な媒体による効果的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌やエコ通信、ホームページ、SNS、YouTubeなど、様々なメディアを活用して、具体的・効果的な情報発進を積極的に行う。 市公式LINEを通じて、ごみ分別検索機能やごみ収集日通知機能などを提供する。また、希望者にごみ関連情報の配信を行う。 <p>市公式LINEの画面</p>

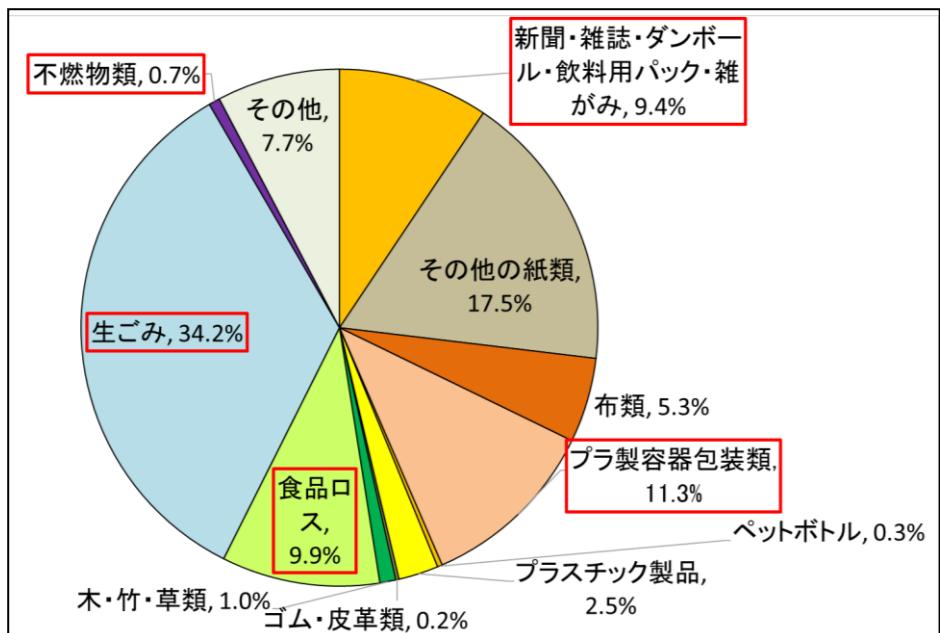
	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集カレンダーを全戸配布する。 ・ごみの分別・排出方法について、外国語でも情報発信を行う。
ごみ処理施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校や町内会等の団体の施設見学を受け入れる。 ・ごみ処理3施設を1日で回る見学会や各種リサイクル教室を開催する。 ・リサイクルプラザに持ち込まれた粗大ごみのうち、再生可能なものは極力再生し、場内での展示や市民への提供などに活用する。 ・ごみ焼却施設の愛称を募集する。
学童期からの環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校単位での施設見学等の校外学習や出前授業など、様々な機会を捉えて子どもたちへの啓発を行う。
市民と協働での環境学習	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等や各市民団体においてごみ分別出前講座を実施し、ごみ減量の必要性やごみの分け方・出し方の理解と分別徹底を推進する。  <p style="text-align: center;">ごみ分別出前講座の様子</p>
環境保全推進員との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会や市職員との連絡・相談などを通じて、鶴岡市環境保全推進員の意識を高め地域活動推進を図る。 ・各町内会等の効果的な取組事例などについて情報共有する。
催事等での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境フェア」等環境イベントを開催し、3Rについての啓発やフリーマーケット等に取り組む。 ・各種イベント等でのごみ減量への協力・参加を呼びかける。

2 ごみの減量と資源化の推進

課題・目的	取組内容
もやすごみの組成分析	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭から排出されるごみの約9割を占めるもやすごみのサンプル調査を実施する。 ・令和4年度の組成分析の結果について、各種広報媒体やごみ分別出前講座などを通じて情報発信する。



もやすごみのサンプル調査の様子



令和4年度のサンプル調査の結果

- まだ食べられるのに捨てられている食品ロスが、もやすごみの 9.9% を占めていたことから、食品ロス削減のため、食材の適量購入、使いきり、食べきりなどを呼びかける。
- 生ごみがもやすごみの 34.2% を占めていたことから、水切りの徹底、特に夏の期間には極力水分を減らして排出することを呼びかける。
- 資源化可能な古紙類がもやすごみの 9.4% を占めていたことから、古紙類の排出機会の拡大に取り組むとともに、特に雑がみ回収の拡大に向けた情報発信を行う。
- 本来は桃色のごみ袋で排出すべきプラスチック容器包装類がもやすごみの 11.3% を占めていたことから、写真による具体例などを示しながら、プラスチックごみの分別徹底に向けた情報発信を行う。
- 資源ごみの分別を促すため、中身をより確認しやすいごみ袋への変更について検討する。

家庭への
啓発

- 簡易包装商品や詰め替え製品の購入など、「ごみになるものを買わない、増やさない」という気運を醸成する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブ（※2）を開催するとともに、同活動への協力を呼びかける。 <p>※2 各家庭で食べきれない食品などを引取り、福祉施設等へ無料で提供する社会福祉活動。</p>  <p>令和4年度の環境フェアで実施したフードドライブの様子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋やスプーンを受け取らないようにするなど、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの利用削減を呼びかける。
家庭系ごみ処理の有料化の調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理に対するコスト意識の醸成や、ごみ処理負担の軽減を図るため、ごみ収集体制のあり方やごみ処理有料化について調査・研究する。
事業者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の理解と協力を得ながら、簡易包装の実施など、ごみの発生量の少ない事業活動について啓発する。 ・「事業系ごみの分け方・出し方ガイドブック」を策定し、ごみの減量・分別・適正排出について周知する。 ・市内の飲食店等の協力を得ながら、食品ロス削減ポスターの掲示など、外食時の「食べきり運動」を呼びかける広報活動を行う。 ・食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化について啓発する。
施設搬入ごみの手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設に搬入されるごみの処理手数料について、適正な費用負担のための見直しを検討する。
率先した行政の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡市所有・管理施設から排出されるごみの減量化を図る。

ごみの資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が行う集団資源回収運動等への報奨金の支給など、支援を継続するとともに、優良事例を情報共有する。また、必要に応じて対象品目・報奨金の見直しを検討するなど、回収運動をさらに推進する。 ・ごみ焼却施設等において、古着・古紙・小型家電・水銀製品等の無料回収を実施する。 <p>古着の無料回収の様子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に身近なコミュニティセンター等の公共施設を活用した、古紙類のモデル回収を試行する。 ・事業者の協力を得ながら、資源回収品目の拡大について研究する。 ・事業者等と連携し、ペットボトル、食品トレイ、紙パック等の店頭回収を推進する。 ・町内会等の協力を得て、ごみステーションでの早朝立哨指導をより多く実施し、ごみの分け方・出し方の理解と分別徹底を推進する。
プラスチックごみの一括回収の調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・もやすごみに含まれるプラスチックごみ量の試算や先進事例の調査、課題の整理など調査・研究を進める。

3 適正かつ安定的、効率的なごみ処理の推進

課題・目的	取組内容
ごみステーションの維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全推進員と協力して町内会等との連携を進め、適正なごみステーションの設置及び維持管理を推進する。
適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別ルールについて、市民にとってわかりやすいものとなるよう、隨時見直しを行う。 ・ごみステーションへの事業系ごみの排出や、産業廃棄物の市施設への搬入などの不適正行為について、指導を強化する。 ・もやすごみに金属類が混入し、焼却炉を停止して金属類を除去しな

	<p>ければならないケースも発生していることから、金属類の混入防止に向けた指導を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法な不用品回収業者を利用しないよう啓発する。 ・収集運搬許可業者を通じて、ごみの適正排出について事業所に啓発を実施する。
高齢化等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出し困難者のごみ出しを支援する町内会等を市が支援することで、その取組を促進する。
地域循環共生圏（※3）の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの焼却によって発生する熱を利用して発電を行い、施設内で自家消費するほか、余剰電力を売電し、市内の小中学校や公共施設などに供給する「電力の地産地消」に取り組む。 <p>※3 平成30年4月に閣議決定された第五次環境基本計画で提唱された考え方。各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に發揮されることを目指す考え方。</p>
環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等と連携し、不法投棄防止に向けた啓発活動やパトロールを実施する。 ・ごみステーションにおけるごみの散乱防止の啓発を行うとともに、防鳥ネットの無償配布を行う。 ・ごみ袋の提供や集まったごみの回収などを通じて、クリーン作戦や市一斉清掃の実施を支援する。 ・マイクロプラスチック（※4）の現状などの情報発信を行うとともに、ごみゼロの日に合わせてイベントを行うなど、海岸漂着ごみ対策を推進する。 <p>※4 プラスチックごみが波や紫外線の影響で小さくなることや、合成繊維の衣料の洗濯などによって発生する5mm以下の微細なプラスチック。</p>  <p>ごみゼロの日に実施したクリーン作戦の様子</p>

新型コロナ ウイルス感染 症への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症まん延時においても、家庭系ごみの収集運搬業務を継続できるよう、委託業者等と連携し補完体制を構築するとともに、委託業者等に事業継続計画（B C P）の更新を促す。
--------------------------	--

第7 施設整備計画

1 ごみ焼却施設

旧ごみ焼却施設の解体を完了するとともに、新ごみ焼却施設の進入出路、駐車場等の整備に向けて設計を行う。

2 最終処分場

埋立満了となった岡山最終処分場の廃止に向けて閉鎖工事等を行う。また、次期最終処分場の候補地の検討を行う。

第8 災害廃棄物の処理

- 令和4年12月31日の西目地内土砂災害によって生じた土砂交じりがれきについて、鶴岡市災害廃棄物処理計画（平成31年1月策定）を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を策定のうえ市が処理を行う。
- 大規模な災害が発生した際には、鶴岡市災害廃棄物処理計画に則り、災害廃棄物等を適正、円滑かつ迅速に処理する。
- 平常時においては、災害発生時に迅速に対応できるよう、研修及び他都市の取組の研究等を通じた職員の適応能力の向上に努める。
- 火災で発生したごみのうち、市が処理可能なものについては、処理手数料を免除し被災者を支援する。
- これまでの災害の経験を踏まえ、鶴岡市災害廃棄物処理計画の見直しを行う。